

# 兵庫県公報

令和6年10月25日 金曜日 第561号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

目次	ページ
<b>告 示</b>	
○ 平成27年兵庫県告示第1056号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等の指定）の一部改正（税務課）	1
○ 鳥獣保護区の指定（自然鳥獣共生課）	4
○ 特別保護地区の指定（同）	9
○ 休猟区の指定（同）	9
○ 特定猟具使用禁止区域の指定（同）	10
○ 平成28年兵庫県告示第917号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部改正（同）	15
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	17
<b>公 告</b>	
○ 入札公告（県立総合衛生学院）	17
○ 落札者等の公示（県立障害者高等技術専門学院）	20
○ 同上（物品管理課）	20
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	21

## 告 示

### 兵庫県告示第972号

平成27年兵庫県告示第1056号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等の指定）の一部を次のように改正し、令和6年10月28日から施行する。

令和6年10月25日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

別表規則第1条第2号の款中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）を「令」に改め、「個人番号利用事務実施者」の右に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第9条第3項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下同じ。）」を加え、同表規則第2条第1項第6号の款中「第2条第1項第6号」を「第1条の2第1項第5号」に、「法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項」を「個人番号の提供を行う者の個人番号並びに氏名及び出生の年月日」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第10号）第2条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令」に改め、同表規則第2条第6項の款の次に次のように加える。

規則第3条第2号口前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）	個人番号カード
		還付された個人番号カード
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」という。）であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
規則第3条第2号口後段	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	個人番号利用事務等実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から提供を受ける方法（以下「個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信」という。）
規則第3条第2号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	地方税手続電子証明書（情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）第2条第2項に規定する電子証明書（同項第1号に該当するものを除く。）をいう。）及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名（情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）第2条第8号に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。）が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること
		個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること

別表規則第7条第1項第2号の款及び規則第9条第4項の款中「第12条第3項第1号」を「第12条第2項第1号」に改め、同表に次のように加える。

規則第10条第1号	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること
		本人に付与された識別符号を入力して、当該提供に係る情報の送信を受けること

<p>規則第10条第2号</p>	<p>代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法</p>	<p>代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第17条第4項に規定する署名検証者又は同条第5項に規定する署名確認者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）</p>
		<p>代理人に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること</p>
		<p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から代理人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること</p>
		<p>本人の代理人（当該代理人が税理士法第48条の2に規定する税理士法人又は同法第51条第3項の規定により通知している弁護士法人（以下「税理士法人等」という。）の場合に限る。）に所属する税理士又は同法第51条第1項の規定により通知している弁護士（以下「税理士等」という。）から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、当該代理人又は当該税理士等に付与された識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（同法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）</p>
		<p>本人の代理人（当該代理人が税理士法人等の場合に限る。）に所属する税理士等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、当該代理人又は当該税理士等に付与された識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（税理士法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）</p>

規則第10条第3号口前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	本人の個人番号カード
		本人の還付された個人番号カード
		本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
規則第10条第3号口後段	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること



**兵庫県告示第973号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次の区域を鳥獣保護区として指定する。

なお、平成26年兵庫県告示第945号（鳥獣保護区の設定）は、令和6年10月31日限り、廃止する。

令和6年10月25日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

名称	区域	存続期間
最上山鳥獣保護区	宍粟市山崎町横須における市道横須2号線と市道庄能上牧谷線の交点を起点として、同所から市道庄能上牧谷線を南東進して県道岩野辺山崎線に至り、同所から同県道を南進して市道庄能鹿沢線に至り、同所から同市道を南進して県道宍粟下徳久線に至り、同所から同県道を西進して市道加生9号線に至り、同所から同市道を北東進して市道門前加生線に至り、同所から同市道を北西進して市道さつき団地1号線に至り、同所から同市道を北進して加生字障子山と加生字奥の谷山の字界交点（ため池西詰）に至り、同所から同字界を北進して三角点（338.0メートル）に至り、同所から横須字岩ヶ谷の尾根を下り、市道横須2号線に至り、同所から同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
城崎鳥獣保護区	豊岡市城崎町におけるJR山陰本線今津踏切を起点として、同所から市道今津本線を南西進して市道家ノ上線に至り、同所から同市道を西進して農道今津家ノ上線に至り、同所から同農道を西進して市道後山大師山線に至り、同所から同市道を西進してロープウェー山頂駅に至り、同所から市道大師山線を北進して市道来日山線に至り、同所から同市道を南西進して旧城崎町と旧竹野町の旧境界に至り、同所から同旧町界を北進して松本三角基準点（標高370.9メートル）を經由して竹野町田久日地区に至る旧街道に至り、同所から同旧街道を南進して市道桃島本線に至り、同所から同市道を南東進して桃島川に架かる上住橋に至り、同所から桃島川北岸を東進して桃島池に至り、同所から桃島池を南進周回してあきつ橋に至り、同所から桃島川右岸を東進して大滝橋に至り、同所から市道大滝線を東進して県道豊岡瀬戸線に至り、同所から同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

豊岡東部鳥  
獣保護区

豊岡市における木内地内の木内橋西詰を起点として、同所から市道江本木内線を北西進して県道永留豊岡線に至り、同所から同県道を西進して中谷幹線に至り、同所から同幹線を北西進して市道江本天神橋線に至り、同所から中谷幹線の延長線を北西進して円山川の指定区間外区間（以下「国管理区間」という。）界に至り、同所から同区間界を北進して同区間界と立野字六反田1175—2の南西端を最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を進み同地番の南西端に至り、同所から同所と字上宮道1211の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南東進して同1212の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同1212の南東端に至り、同所から同所と同1208の南西端を結ぶ直線を進み同地番の南西端に至り、同所から同地番界を東進して同地番の南東端に至り、同所から同所と字下宮道1199—3の南西端を結ぶ直線を進み同地番の南西端に至り、同所から同所と同1205の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同地番界を東進して同1204の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同1203の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同1202の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同1201の南西端に至り、同所から同所と百合地字セリノ356の南西端を結ぶ直線を進み同地番の南西端に至り、同所から同所と同373の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番界と同372の北端を最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を進み同372の北端に至り、同所から同地番界を南西進して同地番の南西端に至り、同所から同所と河谷字セリノ321の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南端に至り、同所から同所と同323—1の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同所と同335—2の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同所と同338の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同所と字口戸382の北東端を結ぶ直線を進み同地番の北東端に至り、同所から同地番界を南西進して同381—2の地番界に至り、同所から同地番界を西進して同381—1の地番界に至り、同所から同地番界を西進して同380—3の地番界に至り、同所から同地番界を西進して同380—2の地番界に至り、同所から同地番界を西進して同380—1の地番界に至り、同所から同地番界を西進して同379の地番界に至り、同所から同地番界を西進して同378の地番界に至り、同所から同地番界を西進して同地番の南西端に至り、同所から同所と同376の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同所と同384の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同所と同386の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同地番界を東進して同387—1の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同387—2の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同388の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同389の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同390の南西端に至り、同所から同所と字セリノ355の南西端を最短距離で結ぶ直線を進み同地番の南西端に至り、同所から同所と同373の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同所と字ハシノ393の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同所と同

令和6年11  
月1日から  
令和16年10  
月31日まで

	<p>406—2の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同所と同408—1の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同地番界を東進して同408—2の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同409の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同411の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同411の南東端に至り、同所から同所と同591—1の南西端を結ぶ直線を進み同地番の南西端に至り、同所から同所と大篠岡字竹ヶ花961—3の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同地番界を東進して同960—3の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同959—3の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同958—2の地番界に至り、同所から同地番界を東進して河谷字ハシノ596—4の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同596—3の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同596—2の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同596—1の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同596の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同地番の南東端に至り、同所から同地番界を北進して同595—8の地番界に至り、同所から同地番界を北進して同595—7の地番界に至り、同所から同地番界を北進して同595—6の地番界に至り、同所から同地番界を北進して同595—5の地番界に至り、同所から同地番界を北進して同595—4の地番界に至り、同所から同地番界を北進して同595—4の北東端に至り、同所から同所と同581—1の南東端を結ぶ直線を進み同地番の南東端に至り、同所から同地番界を北進して同地番の北東端に至り、同所から同所と同401—2の南東端を結ぶ直線を進み同地番の南東端に至り、同所から同所と中谷字堤6の南西端を結ぶ直線を進み同地番の南西端に至り、同所から同地番界を東進して同5の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同4の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同3の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同2の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同1の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同地番の南東端に至り、同所から同所と字六反田37の南西端を結ぶ直線を進み同地番の南西端に至り、同所から同地番界を東進して同38の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同39の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同40の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同地番の南東端に至り、同所から同所と字榎46の南西端を結ぶ直線を進み同地番の南西端に至り、同所から同所と同42の北西端を結ぶ直線を進み同地番の北西端に至り、同所から同地番界を南進して同地番の南西端に至り、同所から同地番界を東進して同43—1の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同43—2の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同44の地番界に至り、同所から同地番界を東進して同地番の南東端に至り、同所から同所と六方川の兵庫県指定区間界を最短距離で結ぶ直線を進み同区間界に至り、同所から同区間界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	
<p>豊岡南部鳥獣保護区</p>	<p>豊岡市伏における出石川に架かる天神橋南詰を起点として、同所から円山川の国管理区間界を南進してほくたん広域農道に至り、同所から大師山沿いを南西進して県道府市場伏線に至り、同所から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>

<p>但馬海岸東部鳥獣保護区</p>	<p>県道香住久美浜線から籠島を見通した線と同県道との交点(青井3629番地)を起点として同所から同県道を西進して、県道香住村岡線に至り、同所から同県道を北西進して県道香住港線に至り、同所から同県道を北西進して香住港右灯台に至り、同所から沿岸岩礁諸島を含み海岸線を通って起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
<p>但馬海岸中部鳥獣保護区</p>	<p>香住町矢田川河口左岸を起点として、同所から矢田川左岸を南進して国道178号に至り、同所から同国道を北西進して町道下浜206線に至り、同所から同町道を北西進して町道三田矢田線に至り、同所から同町道を北西進してJR山陰本線に至り、同所から同JR線を北進して国道178号に至り、同所から同国道を北進して町道余部御崎線に至り、同所から同町道を北進して林道三尾御崎線に至り、同所から同林道を北進して県道三尾浜坂線に至り、同所から同県道を北進して町道田井第3号線に至り、同所から同町道を北西進して同町道とこれに続く里道の延長線と海岸線の交点に至り、同所から沿岸岩礁諸島を含む海岸線を通って起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
<p>但馬海岸西部鳥獣保護区</p>	<p>新温泉町浜坂における岸田川河口の左岸を起点として、同所から同川左岸を南進して味原川左岸に至り、同所から同川左岸を南進してJR山陰本線に至り、同所から同鉄道を西進して国道178号に至り、同所から同国道を西進して県道居組港居組停車場線に至り、同所から同県道を西進及び南進し町道七坂八峠線に至り、同所から同町道を西進して鳥取県境に至り、同所から同県境を北進して汐吹岬に至り、同所から沿岸岩礁諸島を含み海岸線を通って起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
<p>楽々浦鳥獣保護区</p>	<p>豊岡市城崎町における円山川に架かる城崎大橋東詰を起点として、同所から円山川右岸を北東進して城崎町楽々浦通り戸339番地の北端に至り、同所から楽々浦湾の汀線を南進周回して楽々浦字風早325番地と円山川右岸の交点に至り、同所から円山川右岸を北進して楽々浦字風早338番地の北端に至り、同所から旧城崎町と旧豊岡市の旧市町界を南進して城崎町飯谷における県道豊岡竹野線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
<p>書写山鳥獣保護区</p>	<p>姫路市書写における県道石倉玉田線と市道曾左17号線の交点を起点として、同所から同市道を北進して書写山登山道西坂参道に至り、同所から同参道を北進して書写山円教寺境内林(姫路市書写2968番地)に至り、同所から同境内林の林縁を通り書写山登山道東坂参道に至り、同所から同参道を南進して市道曾左10号線に至り、同所から同市道を南進して県道石倉玉田線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
<p>西山鳥獣保護区</p>	<p>朝来市和田山町における県道物部藪崎線と朝来市立和田山幼稚園南面かどの交点を起点として、同所から同県道を400メートル南進して西山南稜線に至り、同所から同稜線を北進して西山山頂に至り、同所から西山北稜線を北進して朝来市役所裏製糸工場跡石碑に至り、同所から西山山麓平地界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>

三熊山鳥獣保護区	<p>洲本市小路谷古茂江における県道洲本灘賀集線と市道三熊山線の交点を起点として、同所から同市道を北西進及び北進並びに南西進して同市道終点における遊歩道に至り、同所から同遊歩道を西進して市道三熊山山手線に至り、同所から同市道を西進及び北進して遊歩道に至り、同所から同遊歩道を西進して白滝山山麓の白滝神社に至り、同所から山林と宅地の地目界を東進して県道洲本灘賀集線に至り、同所から同県道を東進及び南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
花山院鳥獣保護区	<p>三田市尼寺における県道三田篠山線と市道尼寺市之瀬線との交点を起点として、同所から同県道を北進して市道奥谷線との交点に至り、同所から同市道を東進して終点に至り、同所から奥谷道（山路）を東進及び南進して峠に至り、同所から不動道を南進して市道尼寺市之瀬線との交点に至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
夙川河口鳥獣保護区	<p>西宮市前浜町における夙川に架かる浜夙川橋東詰を起点として、同所から夙川左岸を南進し、同市西波止町における海岸防潮堤交点に至り、同所から同防潮堤前面に沿って東進し、同市西波止町1番において、同防潮堤を南進して、御前浜東南端の交点に至り、同所から芦屋市浜風町における兵庫県海洋体育館附属の艇庫の東北端岸壁を見通した線と、西宮市と芦屋市との市境界線との交点に至り、同所から同市境界を北進して、堀切川樋門に至り、同樋門から海岸防潮堤前面に沿い南進及び東進して、西宮市大浜町東南端の夙川河口に至り、同所から夙川右岸を北進して、浜夙川橋西詰に至り、同所から同橋を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
八鹿妙見山鳥獣保護区	<p>養父市八鹿町における広域基幹林道妙見蘇武線と林道大ナル線の交点を起点として、同所から同林道を南進して養父市八鹿町石原宇奥山1639番地と同1640番地の境界に至り、同所から同境界線を南進して旧八鹿町と旧関宮町の旧町界に至り、同所から同旧町界を西進して養父市と香美町の市町界に至り、同所から同市町界を北進して養父市と豊岡市の市界に至り、同所から同市界を東進して広域基幹林道妙見蘇武線に至り、同所から同広域基幹林道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
日岡鳥獣保護区	<p>加古川市神野町の市道大野西条線と市道西之山加古線の交点を起点として、同所から市道西之山加古線を南東進して市道西之山4号線に至り、同所から同市道を南西進して市道西之山7号線に至り、同所から同市道を南西進して市道西之山6号線に至り、同所から同市道を南西進して公園外周道路に至り、同所から同外周道路を南進して市道日岡刑務所線に至り、同所から同市道を北西進して市道大野27号線に至り、同所から同市道を西進して市道大野14号線に至り、同所から同市道を北進して市道大野9号線に至り、同所から同市道を北進して市道大野西条線に至り、同所から同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>

須留ヶ峰鳥獣保護区	養父市大屋町における市道旭山線と林道田湊線の交点を起点として、同所から同林道を東進して養父市側の須留ヶ峰登山道に至り、同所から同登山道を東進して須留ヶ峰山頂に至り、同所から朝来市側の須留ヶ峰登山道を南進して林道須留ヶ峰線に至り、同所から同林道を南進して朝来市（旧朝来町）における円山川森林計画区102林班と同区101林班の林班界に至り、同所から同林班界を西進して養父市と朝来市の市界に至り、同所から同市界を南進して養父市大屋町における通称七拾枚谷に至り、同所から同谷を西進して林道七拾枚線に至り、同所から同林道を西進して市道七拾枚線に至り、同所から同市道を北進して旧明延鉱山専用軌道に至り、同所から同軌道を北進して市道旭山線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
-----------	--	--------------------------



**兵庫県告示第974号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次の区域を特別保護地区として指定する。

なお、平成26年兵庫県告示第946号（特別保護地区の指定）は、令和6年10月31日限り、廃止する。

令和6年10月25日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

名称	区域	存続期間
書写山特別保護地区	姫路市書写における県道石倉玉田線と市道曾左17号線の交点を起点として、同所から同市道を北進して書写山登山道西坂参道に至り、同所から同参道を北進して書写山円教寺境内林（姫路市書写2968番地）に至り、同所から同境内林の林縁を通り書写山登山道東坂参道に至り、同所から同参道を南進して市道曾左10号線に至り、同所から同市道を南進して県道石倉玉田線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
城崎特別保護地区	城崎鳥獣保護区のうち、豊岡市城崎町湯島字野木谷997番地、字御茶屋ノ上1582番地の1、字本町547番地、548番地、字杉皮谷522番地の1、523番地、526番地、字後山1583番地の1、1583番地の7、字曼陀羅町789番地、792番地、字寺ノ谷800番地の2、806番地の1から10、字四国山1580番地、字甲香1009番地の1、2及び字神主谷1030番地の区域	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで



**兵庫県告示第975号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次の区域を休猟区として指定する。

なお、令和3年兵庫県告示第1150の4号（休猟区の指定）は、令和6年10月31日限り、廃止する。

令和6年10月25日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

名称	区域	存続期間
吉川町西部休猟区	主要地方道西脇三田線と市道米田大沢線の交点を起点として、同所から同市道を南進して国道428号に至り、同所から同国道を南進して三木市と神戸市の境界に至り、同所から同境界を西進して三木市吉川町と神戸市と三木市細川町の境界の交点に至り、同所から三木市吉川町と同細川町の境界を北西進して三木市吉川町と同細川町と同口吉川町との境界の交点に至り、同所から三木市吉川町と同口吉川町の境界を北西進して三木市吉川町と同口吉川町と加東市の境界に至り、同所から三木市と加東市の境界を北東進して三木市と加東市と三田市の境界に至り、同所から三木市と三田市の境界を北東進して県道新田大沢線に至り、同所から県道新田大沢線を南進して県道広野永福線とに至り、同所から県道広野永福線を西進して県道新田大沢線に至り、県道新田大沢線を南進して主要地方道西脇三田線に至り、同所から主要地方道西脇三田線を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和6年11月1日から令和9年10月31日まで



**兵庫県告示第976号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次の区域を特定猟具使用禁止区域として指定する。

なお、平成26年兵庫県告示第947号（特定猟具使用禁止区域の指定）は、令和6年10月31日限り、廃止する。  
令和6年10月25日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

名称	特定猟具の種類	区域	存続期間
農業公園特定猟具使用禁止区域	銃器	神戸市立農業公園（所在地は、神戸市西区押部谷町高和1557-1）の区域	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
明石海峡特定猟具使用禁止区域	銃器	淡路市野島江崎における江崎灯台を起点として、同所から明石海峡を北西に見通す加古川市東播磨港別府西防波堤灯台に至り、同所から海岸線を東進して明石市明石港に至り、同所から海岸線を東進して神戸市須磨区須磨海水浴場に至り、同所から海岸線を東進して神戸市兵庫区神戸和田岬防波堤灯台に至り、同所から大阪湾を南西に見通す淡路市仮屋港森東防波堤灯台（淡路市仮屋港内）に至り、同所から海岸線を北進して淡路市浦港に至り、同所から海岸線を北進して、淡路市岩屋港に至り、同所から海岸線を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の海域	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

<p>福本特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>神崎郡神河町福本における町道福山2号線と国道312号の交点を起点として、同所から貝野橋を渡り越知川の右岸に沿って北進して蔵の谷川との合流点に至り、同所から宮ノ谷右岸を東進して福本字宮ノ谷と字蔵ノ谷の字界に至り、同所から同字界を東進して作業道蔵ノ谷線に至り、同所から同作業道を南進して町道高校線に至り、同所から同町道を南東進して作業道福山東線に至り、同所から同作業道を南東進して中茶屋川砂防堰堤に至り、同所から福本字屋敷奥と字綿谷と字石白谷との3字界に向かい南進して同3字界に至り、同所から字屋敷奥と字白石谷の字界を東進して字屋敷奥と字石白と字中野との3字界に至り、同所から作業道福山滝谷線の起点から40メートルの位置を見通した線を南東進して同作業道に至り、同所から同作業道を南進して町道福山線に至り、同所から同町道を西進して町道福山線に至り、同所から同町道を西進して福山川の河川沿いの里道に至り、同所から同里道を西進して町道神崎市川線との交点に至り、同町道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで</p>
<p>天滝特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>養父市大屋町における円山川森林計画区76林班ウ小班と同林班エ小班の小班界と同区77林班の交点を起点として、同所から同区76林班ウ小班と同林班エ小班の小班界を西進して同区58林班に至り、同所から同区58林班と同区76林班の林班界を北西進して同区78林班に至り、同所から同区76林班と同区78林班の林班界を北東進して同区79林班に至り、同所から同区76林班と同区79林班の林班界を北東進して同区80林班に至り、同所から同区77林班と同区80林班の林班界を東進して同区77林班ア小班に至り、同所から同区同林班イ小班と同区同林班ア小班の小班界を南進して同区76林班に至り、同所から同区77林班と同区76林班の林班界を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで</p>
<p>つるぎが 丘・とが山 特定猟具 使用禁止 区域</p>	<p>銃器</p>	<p>養父市八鹿町における市道高柳とが山線と市道高柳小佐線の交点を起点として、同所から市道高柳小佐線を南東進して天文館バルーンようかの管理道に至り、同所から同管理道を北東進して天文館バルーンようかに至り、同所から南側稜線を南進して市道高柳小佐線に至り、同所から同市道を南西進して山地界に至り、同所から同山地界を南西進してとが山公園区域界に至り、同所から同区域界を北西進して県立但馬農業高等学校施設界に至り、同所から同施設界を北進して県立但馬全天候型運動場施設内歩道に至り、同所から同歩道を北西進して市道高柳とが山線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで</p>
<p>迫間特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>朝来市山東町における県道溝黒竹田線と市道迫間原線の交点を起点として、同所から同市道を南進して県立南但馬自然学校の施設区域界に至り、同所から同区域界を南進して旧朝来町界に至り、同所から旧山東町と旧朝来町の旧町界を西進して旧和田山町界に至り、同所から旧和田山町と旧山東町の旧町界を北進して県道溝黒竹田線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで</p>

<p>佐のう高原特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>朝来市における農道佐のう八代線と農道佐のう松山線の交点を起点として、同所から農道佐のう八代線を北西進して谷筋に至り、同所から同谷筋を360メートル北東進して尾根に至り、同所から同尾根を北東進して作業道馬場山線に至り、同所から同作業道を東進してテラスリゾートアサゴ施設界に至り、同所から同施設界を東進して同施設内道路に至り、同所から同道路を南東進して農道佐のう松山線に至り、同所から同農道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
<p>岩屋山特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>県道青垣柏原線と市道晋新田線1号の交点を起点として、同所から同市道を南進して市道西芦田栗住野線を経て中井橋に至り、同所から同橋を南進して市道井ノ口中井線に至り、同所から同市道を西進して市道倉町岩屋線に至り、同所から同市道を直進してカヤマチ山に至り、同所から尾根伝いに北進して市道倉倉線2号に至り、同所から同市道を北進して国道427号に至り、同所から同国道を東進して市道青垣中央線に至り、同所から同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
<p>西牧特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>加古川市志方町における市道西牧3号線と市道西牧横大路線の交点を起点として、同所から市道西牧横大路線を西進して県道飾東宝殿停車場線に至り、同所から同県道を南進して犬立地堤防南端に至り、同所から山林の境界を北西進して市道山中志方町線に至り、同所から大歳神社参道を北進して大歳神社に至り、同所から同神社の山裾を東進及び北西進並びに北東進して県道飾東宝殿停車場線に至り、同所から同県道を北西進して峠に至り、同所から国有林の稜線を東進して関西電力送電線の鉄塔に至り、同所から同稜線を南東進して里道清水道に至り、同所から同里道を南進して志方町氷室字丸山935番地の1地先における里道丸山道に至り、同所から同里道を南東進してダンベ池右岸堤防の市道氷室1号線に至り、同所から同市道を南進して農道に至り、同所から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
<p>篠山市雲部特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>篠山市西本荘における県道篠山京丹波線と市道本荘春日江線の交点を起点として、同所から同県道を西進して県道瀬利八上上線に至り、同所から同県道を北進して市道本荘春日江線に至り、同所から同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
<p>春日竹田川特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>丹波市春日町池尾における市道鴨西線の鴨西橋東詰と竹田川右岸堤防の交点を起点として、同所から同川を南東進して県道中山綾部線の嶋橋北詰に至り、同所から同県道を南進して竹田川左岸に至り、同所から同川を西北進して市道野上野七日市線の野上野橋西詰に至り、同所から同市道を西進して国道175号に至り、同所から同国道を北進して竹田川左岸に至り、同所から同川を北進して市道鴨西線に至り、同所から同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>

<p>国見山特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>宍粟市山崎町春安における市道春安3号線と里道の交点を起点として、同所から同市道を南東進して市道段春安線に至り、同所から同市道を南東進して中国自動車道の側道に至り、同所から同側道を南東進して河川管理道に至り、同所から同河川管理道を南東進して市道段9号線に至り、同所から同市道を南進して市道鹿沢中比地に至り、同所から同市道を南進して市道中比地上比地線に至り、同所から同市道を西進して市道上比地2号線に至り、同所から同市道を南西進して林道砂利谷線に至り、同所から同林道を南西進して宍粟市とたつの市の市界に至り、同所から同市界を北進して大字春安字桃木山と大字段字西山の大字界に至り、同所から同大字界を東進して大字春安字桃木山と大字春安字地藏山の大字界に至り、同所から同大字界を北進して大字木谷字シンナシと大字春安地藏山の大字界に至り、同所から同大字界を東進して大字木谷字五本松と大字木谷字長畑の大字界に至り、同所から同大字界を東進して大字木谷字新山と大字木谷字長畑の大字界に至り、同所から同大字界を東進して大字木谷字又タノ尾と大字春安字大谷の大字界に至り、同所から同大字界を北東進して大字木谷字古木谷と大字春安字木谷の大字界に至り、同所から同大字界を東進して大字春安字大谷の里道に至り、同所から同里道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
<p>浅野特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>淡路市における県道福良江井岩屋線と市道浅野南線の交点を起点として、同所から同市道を南進して市道浅野南斗ノ内線に至り、同所から同市道を西進して市道精田川1号線に至り、同所から同市道を北進して市道斗ノ内開発1号線に至り、同所から同市道を北進して県道福良江井岩屋線に至り、同所から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
<p>育波特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>淡路市における県道福良江井岩屋線と市道育波黒谷線の交点を起点として、同所から同市道を南東進及び南進して市道的地薬師線に至り、同所から同市道を南進して市道深谷線に至り、同所から同市道を南東進して市道西部開発15号線に至り、同所から同市道を南西進して市道西部開発1号線に至り、同所から同市道を南東進して市道西部開発16号線に至り、同所から同市道を西進して市道室津大坪線に至り、同所から同市道を南進して市道室津17号線に至り、同所から同市道を西進して県道室津津名線に至り、同所から同県道を北西進及び北進して県道福良江井岩屋線に至り、同所から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
<p>尾崎西特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>淡路市における県道福良江井岩屋線と市道新川左岸1号線の交点を起点として、同所から同市道を南東進して市道井手橋田辺線に至り、同所から同市道を南進して市道中央縦貫1号線に至り、同所から同市道を北進して県道福良江井岩屋線に至り、同所から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>

<p>木谷山特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>西脇市郷瀬町における国道427号線と県道郷瀬野村線との交点を起点とし、同所から同県道を南進して同市野村町における県道西脇八千代市川線との交点に至り、同所から同県道を西進して同市平野町と八坂町の町界との交点に至り、同所から同町界を北進して合山町と谷町、出会町と谷町、出会町と高田井町、出会町と小坂町、出会町と西田町、出会町と市原町、合山町と市原町、合山町と大木町（町界はすべて尾根筋）との町界を経て西脇市と中町の市町界との交点に至り、同所から同市町界を北東進及び北進して杉原川での市町界に至り、同所から同川の市町界を下流に下り西脇市前島町の武島橋付近における市道日野東安田線との交点に至り、同所から同市道を南進して国道427号線との交点に至り、同所から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
<p>中町東安田特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>多可郡多可町と西脇市の市町境界線と県道山南多可139号線との交点を起点として、同所から同県道を南西進及び西進して町道東安田西田線との交点に至り、同所から同町道を北進して町道中安田20号線との交点に至り、同所から同町道を東進、北進、東進、南進及び東進して多可郡多可町と西脇市の市町境界線との交点に至り、同所から同市町境界線を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
<p>加西市南部特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>加西市南産業団地線と市道田原8号線との交点を起点として、同所から市道田原8号線を北進して下里川に至り、同所から下里川、万願寺川右岸を東進して原橋に至り、同所から県道加古川高砂加西線を南進して県道加古川高砂加西線と加西南産業団地線の交点に至り、同所から西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>
<p>小野・社・滝野特定猟具禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>加東市北西部における中国自動車道と県道西脇三田線との交点を起点として、同所から同県道を南東進して県道社滝野線との交点に至り、同所から同県道を南進して国道372号線との交点に至り、同所から同国道を南進して県道社滝野線との交点に至り、同所から同県道を南進して県道大門小田線との交点に至り、同所から同県道を東進して市道東古瀬松尾線との交点に至り、同所から同市道を南進して市道東古瀬南北線との交点に至り、同所から同市道を南進して市道屋度大門線との交点に至り、同所から同市道を西進して県道社滝野線との交点に至り、同所から同県道を南進して県道加古川線との交点に至り、同所から同県道を南西進して市道108号線との交点に至り、同所から同市道を西進して市道107号線との交点に至り、同所から同市道を南進して県道三木山崎線との交点に至り、同所から同県道を南東進して市道1027号線との交点に至り、同所から同市道を南進して県道小野香寺線との交点に至り、同所から同県道を南西及び北西進してJR加古川線との交点に至り、同所から同JR線を北進して自衛隊青野ヶ原演習場との境界に至り、同所から同境界を北西進して小野市と旧滝野町との市町界に至り、同所から同市町界を北東進して加古川線との交点に至り、同所から同JR線を北東進して中国自動車道と</p>	<p>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>

		の交点に至り、同所から同自動車道を東進して国道175号線との交点に至り、同所から同国道を北進して県道西脇三田線との交点に至り、同所から同県道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
嬉野台特定猟具禁止区域	銃器	加東市久米における県道西脇三田線の久米橋東詰を起点として、同所から同県道を東進して中国自動車道に至り、同所から同自動車道を南東進して旧加東郡東条町と同社町の旧町界に至り、同所から同旧町界を南進及び北西進して加東市下久米字南山1727—454番地先（やしる東条ゴルフクラブ入口）の市道大学前上久米線に至り、同所から同市道を南進及び西進して市道嬉野久米線に至り、同所から同市道を北進及び東進して市道前谷並田線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで
三木市大村特定猟具使用禁止区域	銃器	三木市大村における市道岩宮大村線と金剛寺谷川の交点を起点として、同所から同川を北進して同市大村字大門988番地と1067—197番地の地番界に至り、同所から989番地と1067—200番地の地番界を進み東谷池の南東端を経て谷筋に至り、同所から同谷筋を東進して同市平田と同市大村の大字界に至り、同所から同大字界を北進して同市平田字草加野と字新野の字界に至り、同所から同字界を東進して同市平田と同市加佐の大字界に至り、同所から同大字界を東進して市道加佐草加野線に至り、同所から同市道を南東進して市道加佐久留美線に至り、同所から同市道を東進して市道跡部西線に至り、同所から同市道を南進して市道岩宮大村線に至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで
赤穂市御崎特定猟具使用禁止区域	銃器 くくりわな	赤穂市赤穂大橋東詰における市道中洲明神木線と市道南野中尾崎線の交点を起点として、同所から市道南野中尾崎線を北東進して県道周世尾崎線に至り、同所から同県道を北東進して市道高谷山根線に至り、同所から同市道を北東進して市道坂越港線に至り、同所から同市道を東進して坂越港に至り、同所から同港の海岸線を南進及び南西進して御崎港に至り、同港海岸線を北進して市道御崎加里屋線と市道紀ノ国橋本線の交点に至り、同所から市道紀ノ国橋本線を北東進して市道東海紀ノ国線に至り、同所から同市道を北東進して市道東海大塚線に至り、同所から同市道を西進して市道磯釜東海線に至り、同所から同市道を北進して市道木ノ下清水線に至り、同所から同市道を北西進及び南西進して市道中洲明神木線に至り、同所から同市道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで



**兵庫県告示第977号**

平成28年兵庫県告示第917号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月25日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部洋平

名 称	特定猟具 の種類	区 域	存続期間
<p>揖 竜 特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域</p>	<p>銃器</p>	<p>たつの市御津町金崎における相生市との市界を起点として、同所から同市界を北進して山陽自動車道に至り、同所から同自動車道を東進して市道小犬丸土師線に至り、同所から同市道を北進して県道姫路上郡線に至り、同所から同県道を東進して龍野新大橋西詰に至り、同所から同県道を北東進して龍野橋西詰における国道179号に至り、同所から同国道を北進して佐野橋東詰に至り、同所から市道佐野7号線を北東進して市道佐野鶯崎線に至り、同所から同市道を北進して鶯崎橋西詰に至り、同所から市道鶯崎新宮線を北進して県道宍粟新宮線に至り、同所から同県道を北進して県道宍粟香寺線に至り、同所から同県道を東進して市道川戸9号線に至り、同所から同市道を南東進して市道川戸3号線に至り、同所から同市道を東進して県道宍粟香寺線に至り、同所から同県道を南西進して揖保川左岸堤防との分岐点に至り、同所から同堤防を南進して県道宇原新宮線に至り、同所から同県道を南進して揖保川左岸堤防管理用道路に至り、同所から同管理用道路を南進して県道宇原新宮線に至り、同所から同県道を南進して市道曾我井下野線に至り、同所から同市道を南進して市道曾我井1号線に至り、同所から市道曾我井1号線を南進して揖保川左岸河川区域界に至り、同所から同河川区域界を南進して揖保川左岸堤防管理用道路に至り、同所から同管理用道路を南進して鶯崎橋東詰に至り、同所から市道東鶯崎島田線を南進して市道東鶯崎祇園橋線に至り、同所から同市道を南進して祇園橋東詰における県道姫路上郡線に至り、同所から同県道を南東進してたつの市龍野町島田における県道東鶯崎網千停車場線に至り、同所から同県道姫路上郡線を南進してたつの市龍野町日飼における県道東鶯崎網千停車場線に至り、同所から県道姫路上郡線を東進して県道上伊勢誉田線との交点に至り、同所から県道上伊勢誉田線を北進して県道姫路新宮線に至り、同所から県道姫路新宮線を東進して市道西鳥井筒井線に至り、同所から同市道を北進して姫路市との市界交点に至り、同所から同市界を東進して国道29号に至り、同所から同国道を南東進して市道田中林田線に至り、同所から同市道を南進して県道姫路新宮線に至り、同所から同県道を西進して市道中井田中線に至り、同所から同市道を南進して市道中井6号線に至り、同所から市道中井6号線を南進してたつの市神岡町中井におけるJR姫新線の軌道敷に至り、同所から同軌道敷を西進して林田川左岸河川区域界に至り、同所から同河川区域界を南進して市道誉3号線に至り、同所から同市道を南進して誉橋東詰に至り、同所から市道誉橋永久橋線を南進して国道179号に至り、同所から同国道を南東進して県道西脇誉田線に至り、同所から同県道を東進してたつの市と揖保郡太子町の市町境に至り、同所から市町境を北進し、たつの市と姫路市、揖保郡太子町の市町界交点に至り、同所から南東進して町道広坂松尾線に至り、同所から同町道を北東進して揖保郡太子町と姫路市との市町界交点に至り、同所から同市町界を東進、南進及び西進してたつの市との市町界交点</p>	<p>平成28年11月1日から令和8年10月31日まで</p>

に至り、同所から姫路市とたつの市との市界を南進して揖保川河口における西部工業港区東防波堤南端に至り、同所から同区西防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から四十四島南端を見通した線を経て同所に至り、同所から室津半島南端を見通した線を経て同所に至り、同所から赤松鼻南端を見通した線を経て同所に至り、同所から起点を見通した線を経て起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、相生御津特定猟具使用禁止区域のうちたつの市御津町の区域、たつの市御津特定猟具使用禁止区域及び桜山鳥獣保護区のうち揖保郡太子町の区域を除く。

兵庫県告示第978号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和6年10月25日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服部 洋平

- 1 指定する区域  
高砂市荒井町新浜二丁目2763番の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物、砒素<sup>ひそ</sup>及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年10月25日

契約担当者

兵庫県立総合衛生学院長 川北 みゆき

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
兵庫県立総合衛生学院建替に伴う<sup>じゅう</sup>什器等の購入及び設置一式
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
令和7年2月28日（金）
  - (4) 納入場所  
兵庫県立総合衛生学院  
神戸市長田区腕塚町5-2-1 新長田キャンパスプラザ1階から4階まで及び9階
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿

に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒653-0052 神戸市長田区海運町7丁目4番13号  
兵庫県立総合衛生学院事務部 担当 平木  
電話 (078) 733-6611 F A X (078) 733-6613
- (2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和6年10月25日(金)から同年11月8日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15条)第2項第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和6年12月4日(水)午前11時 兵庫県立総合衛生学院 3階301号室
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年12月3日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
  - ア 受付期間  
令和6年10月28日(月)から同年11月20日(水)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)
  - イ 受付場所  
上記3(1)に同じ。
  - ウ 提出書類  
別紙「兵庫県総合衛生学院購入<sup>じゅう</sup>什器一覧」の「No.」ごとに「参考商品番号」を選択した「仕様確認書」を提出すること。
  - エ 提出方法  
持参、郵送又はF A Xにより提出すること。
  - オ 確認の結果  
令和6年11月27日(水)午後5時までに、入札者に通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年12月2日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
  - ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経

営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札保証金が必要な場合、所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kawakita Miyuki, Director of Hyogo School for Health Care Professions

(2) Nature of the service to be procured:

Purchase and installation of furniture and fixtures, etc. associated with the reconstruction of the Hyogo School of Health Care Professions

(3) Delivery date: February 28, 2025

(4) Delivery place:

Hyogo School for Health Care Professions  
1-4F and 9F, Shin-Nagata Campus Plaza  
5-2-1 Udezuka-cho, Nagata-ku, Kobe

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 8, 2024

(6) Deadline for tender:

11:00 December 4, 2024 by direct delivery

17:00 December 3, 2024 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Hiraki, Administration Office, Hyogo School for Health Care Professions

7-4-13 Kaiun-cho, Nagata-ku, Kobe 653-0052

Phone (078) 733-6611 Fax (078) 733-6613



**落札者等の公示**

落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年10月25日

契約担当者

兵庫県立障害者高等技術専門学院 学院長 木下隆之

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
総合実務科訓練用パーソナルコンピューターシステム一式
- 2 契約に係る事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県立障害者高等技術専門学院 神戸市西区曙町1070
- 3 落札者を決定した日  
令和6年10月10日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社フューチャーイン関西支店 神戸市中央区京町74（京町74番ビル9F）
- 5 落札金額（税込）  
7,040,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年9月17日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年10月25日

契約担当者

兵庫県知事職務代理者兵庫県副知事 服部洋平

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
議会LAN用機器一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年10月7日
- 4 落札者の名称及び住所  
FLCS株式会社神戸支店 神戸市中央区磯上通7丁目1番8号
- 5 落札金額  
2,114,200円（月額・税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年8月27日

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第255号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月25日

兵庫県公安委員会  
委員長 澤田 隆

## 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

## (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」という。）

## (2) 実施期日

## ア 新規取得講習

令和6年11月25日（月）から同月29日（金）までの5日間

## イ 追加取得講習

令和6年11月28日（木）及び同月29日（金）の2日間

## (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

## (4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和6年11月29日（金）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

## 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で25人とする。

## 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

## (1) 新規取得講習

最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

## (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（身辺警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

## 4 受講希望の申出の受付期間等

## (1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和6年10月28日（月）から同月30日（水）までの間（午前10時から午後5時まで）

## (2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

## (3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

## 5 受講申込みの受付期間等

## (1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和6年11月6日（水）から同月12日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(イ) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(ロ) 最近5年間に身边警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(イ) 申込書1通

(ロ) 指導教育責任者資格者証等の写し

(ハ) 最近5年間に身边警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 受講手数料

新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受付後の受講手数料は、返還しない。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

(1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

(2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。

(3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線3424

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166